

# クロスボウの所持等の規制の在り方について

---

# 目次

<b>1 譲渡しに関する規制</b>	
銃砲の販売事業者等の枠組み .....	1
<b>2 規制の態様</b>	
ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例 （兵庫県） .....	2
<b>3 規制対象の定義・範囲</b>	
3－1 クロスボウと洋弓・和弓等との比較 .....	3
3－2 公益社団法人全日本アーチェリー連盟からの聴取結果（洋弓） .....	4
3－3 公益財団法人全日本弓道連盟からの聴取結果（和弓） .....	5
3－4 類似物品の例 .....	6
3－5 銃刀法上の規制対象の威力の下限値との比較実験 .....	7
<b>4 経過措置等</b>	
新たに規制対象となる物を所持している者に対する経過措置等 （過去の銃刀法改正時の例） .....	8
<b>5 その他の規制</b>	
5－1 銃刀法におけるその他の主な規制内容 .....	9
5－2 銃刀法におけるその他の主な規制内容（補足） .....	10

**1 猟銃等製造事業者**

- 武器等製造法第17条の規定に基づき、猟銃等の製造の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、製造する猟銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。  
※ 当該製造の許可を受けた者がその製造に係る猟銃等をその工場又は事業場において販売する場合は、猟銃等の販売の事業の許可は不要。
- 銃刀法第3条第1項第7号の規定に基づき、猟銃等製造事業者はその製造に係るものを業務のため所持することができる。

**2 猟銃等販売事業者**

- 武器等製造法第19条の規定に基づき、猟銃等の販売の事業を行おうとする者は、店舗ごとに、販売する猟銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 銃刀法第3条第1項第8号の規定に基づき、猟銃等販売事業者は猟銃等製造事業者から譲り受けたもの等を業務のため所持することができる。
- 銃刀法第10条の8及び同法第3条第1項第9号の規定に基づき、猟銃等販売事業者は、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出ることにより、猟銃等保管業者として、委託を受けて猟銃等を保管することができる。  
※ 銃刀法第4条第1項第1号の規定により猟銃・空気銃の所持許可を受けた者は、猟銃等保管業者に対し、許可を受けた猟銃・空気銃の保管を委託することができる。

**3 捕鯨用標識銃等製造事業者**

- 銃刀法第3条第1項第11号の規定に基づき、捕鯨用標識銃等の製造を業とする者は、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出ることにより、その製造に係るものを業務のため所持することができる。

**4 捕鯨用標識銃等販売事業者**

- 銃刀法第3条第1項第11号及び第12号の規定に基づき、捕鯨用標識銃等の販売を業とする者は、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出ることにより、捕鯨用標識銃等製造事業者から譲り受けたもの等を業務のため所持することができる。

**<枠組みの概要>**

		製造	製造目的所持	販売	販売目的所持	保管受託
猟銃等	製造事業者	武器等製造法の許可	銃刀法	武器等製造法(注2)	銃刀法(注2)	-
	販売事業者	-	-	武器等製造法の許可	銃刀法	銃刀法の届出
捕鯨用標識銃等 (注1)	製造事業者	-	銃刀法の届出	-	-	-
	販売事業者	-	-	-	銃刀法の届出	-

注1 「捕鯨用標識銃等」とは、武器等製造法の規制対象とされていない捕鯨用標識銃、救命索発射銃、建設用びょう打銃等をいう。

注2 猟銃等製造事業者がその製造に係る猟銃等をその工場又は事業場において販売する場合に限る。

## 兵庫県条例（令和2年10月6日公布）の主な内容

## ○ 目的

ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するため、ボーガンを使用する者等の責務を明らかにするとともに、ボーガンの取得に係る届出の義務等を定めることにより、安全で安心な県民生活の確保を図る。

## ○ 定義（規制の対象：条例における「ボーガン」）

弦を引いた状態に保持し、かつ、矢を装填する装置を備え、引き金を引くことにより当該矢を発射させることができる弓であって、当該引いた状態に保持された弦にかかる重量が30ポンド以上のもの。

## ○ 安全な使用

ボーガンを使用する者は、ボーガンを不特定・多数の者の用に供される場所又は乗物において使用してはならない等。

## ○ 適正な管理

ボーガンを管理する者は、ボーガンを保管するとき、他の者が容易に持ち出せないようにし、又は使用することができないようにしなければならない等。

## ○ 取得の届出

ボーガンを取得した者は、取得した日から14日以内に、氏名等を知事に届け出なければならない。

## ○ 罰則

ボーガンの取得の届出をしなかった者等は、5万円以下の過料に処する。

## 兵庫県の「地域安全まちづくり審議会」から兵庫県知事宛ての答申(令和2年8月6日)(抜粋)

## 1 経緯

…ボーガンは、元々は武器で殺傷能力があり、それを凶器とした事件が全国で発生しているものの、銃刀法の規制対象にはなっておらず、特に18歳以上の者の所有や使用に対する規制が十分とはいえない状況である。

本来であれば、ボーガンの規制は全国一律に法律等で行うことが望ましく、県においても国に対して要望を予定しているが、国の検討には一定の期間を要することが想定される。

このようななか、県では、早急にボーガンの安全な使用と適正な管理の確保を図るための条例を制定し、安全で安心な県民生活を確保することが必要との認識から、6月23日に地域安全まちづくり審議会に条例の制定について諮問がなされた。

## 兵庫県から国に対する「令和3年度国の予算編成等に対する提案」（令和2年8月）（抜粋）

## Ⅱ 安全な基盤の確立

## 4 安全な地域づくり

## (2) ボーガン（クロスボウ）に対する規制の強化

・人体に危害を及ぼすおそれがあるため、ボーガン（クロスボウ）に対する規制を強化すること

## クロスボウと洋弓・和弓等との比較

	発射の仕組み	固定装置の有無	刑法犯検挙件数・罪名 (H22.1~R2.6)
クロスボウ	弦を引いた状態で <b>固定装置</b> によって固定した後、狙いを定め、引き金を引いて矢を発射	有	23件 <b>(13件)</b> 【殺人、殺人未遂等】
洋弓 (アーチェリー)	人力で <b>弦</b> を引いた状態のまま狙いを定め、矢を発射	無	2件 <b>(0件)</b> 【器物損壊、重過失致死】
和弓 (弓道)	人力で <b>弦</b> を引いた状態のまま狙いを定め、矢を発射	無	0件
スリングショット	人力で <b>ゴム</b> を引いた状態のまま狙いを定め、弾を発射	無	17件 <b>(0件)</b> 【器物損壊、威力業務妨害】
スリングショットライフル	<b>ゴム</b> を引いた状態で <b>固定装置</b> によって固定した後、狙いを定め、引き金を引いて弾を発射	有	1件 <b>(0件)</b> 【器物損壊】
水中銃	<b>ゴム</b> を引いた状態で <b>固定装置</b> によって固定した後、狙いを定め、引き金を引いて銃を発射	有	1件 <b>(1件)</b> 【殺人未遂】

※ 「刑法犯検挙件数・罪名」欄中、( )内は故意に人の生命・身体を書した罪の検挙件数の内数、【 】内は主な検挙罪名を示す

## 海外ウェブサイトで指摘されているクロスボウの狩猟道具等としての特徴 (弓との比較)

①弦を引いた後は、引き金を引く動作だけで発射可能 (弦を引いたままの状態でも保持可能)	→ ・引き金を引く動作だけに集中でき、短時間の練習でも高い命中率 (更にスコープを付ければ遠距離でも命中) → ・小さなモーションで撃つことができ、対象に気付かれずに発射可能
②寝そべったり座ったりした状態でも発射可能	→ ・隠れて発射することも可能
③下半身の筋力や道具を使用して弦を引くことが可能	→ ・強い威力のクロスボウを容易に使用可能

操作性・習得期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>知識・技能がなければ、矢をつがえて射つことはできない。</b>ゴム弓や素引きで練習した後に、矢をつがえて射てるようになる。</li> <li>○ 初めは10m等の近い距離の的から練習を始め、段々と距離を伸ばしていく。30m先の的に当たるようになるまでに数か月かかる。</li> </ul>
事故の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人の負傷を伴う<b>事故は1年に2～3回程度</b>発生。</li> <li>○ <b>事故の原因</b>として、コンパウンドボウで使用する<b>リリーサーの不具合等</b>が挙げられる。</li> </ul>
事故防止対策・安全講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故が発生した場合には、連盟に報告。ヒヤリ事案を含め、連盟から研修会等で周知し、対策を指示。</li> </ul>
使用場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般的には、アーチェリー専門の射場や弓道と兼用している射場を使用。</li> <li>○ 規模の大きい大会では、運動競技場に特設会場を設けて行うこともある。</li> </ul>
保管方法・場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リカーブボウは、弓の弧の部分をも3つに分解し保管。コンパウンドボウは、弦を張ったまま保管。矢は矢筒に入れて保管。</li> <li>○ 鍵がかかる場所での保管を指導。</li> </ul>
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弓の長さは約160cmある。</li> <li>○ <b>数十秒の間弦を引いたまま保持することは困難。</b></li> </ul>
連盟に所属していない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全日本連盟には登録せずに市区町村等の連盟に登録する者もいるが、いずれかの団体にも加入していない者は限られている。</li> <li>※ 全日本連盟の会員数：1万2,554名（平成30年12月現在）</li> </ul>

操作性・習得期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技術を身に付けた者でなければ、矢を真っ直ぐにさえ飛ばすことが出来ない。</li> <li>○ 初心者はゴム弓を使って練習。個人差はあるが、安全に射てるようになるまで早くて2～3か月、28m先の的に当てられるようになるまで（※100%的中ではない）に数ヶ月程度かかる。</li> </ul>
事故の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ （人の負傷を伴わないものを含めると、）事故は1～2年に1回程度発生。</li> <li>○ 事故の原因としては、技術不足や極度の緊張等が挙げられる。</li> </ul>
事故防止対策・安全講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故が発生した場合には、連盟に報告。連盟から事故防止対策を指示し、弓道場に指示内容を掲載。</li> <li>○ 連盟では、毎年、弓道の指導者を対象とした研修会を実施。</li> </ul>
使用場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ほとんどの場合、常設の弓道場で使用。</li> <li>○ イベント等で、仮設の弓道場を使用する場合もある。</li> </ul>
保管方法・場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弓は、弦を外した状態で弓袋に入れて保管。矢は矢筒に入れて保管。</li> <li>○ 保管場所として、弓道場に保管している場合もあるが、一般的に弓道場には関係者以外は無断で立ち入れない。</li> </ul>
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弓の長さは220cm程度あり、弓を持ち上げて構える。一般的な屋内であれば、高さが足りず、弓を構えることも難しい。</li> <li>○ 数十秒の間弦を引いたまま保持することは困難。</li> </ul>
連盟に所属していない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異なる流派があり、連盟に加盟していない者もいるが、具体的な人数については不明。</li> <li>※ 連盟の会員数：13万4,212名（令和2年3月現在）</li> </ul>

	概要	固定装置の有無	刑法犯検挙件数・罪名 (H22.1~R2.6)
スリングショット 	人力でゴムを引き伸ばし、その反動によって弾を発射させるもの。	無	17件(0件) 【器物損壊、 威力業務妨害】
スリングショットライフル 	ゴムを引いた状態で固定する装置を有するもので、引き金を引くことにより弾を発射させるもの。	有	1件(0件) 【器物損壊】
水中銃 	ゴムを引いた状態で固定する装置を有するもので、引き金を引くことにより銚を発射させるもの。	有	1件(1件) 【殺人未遂】

※ 「刑法犯検挙件数・罪名」欄中、( )内は故意に人の生命・身体を害した罪の検挙件数の内数、【 】内は検挙罪名を示す

## 実験概要

- 目的  
銃刀法上の「人の生命に危険を及ぼし得る威力」の銃砲と同等の威力を有するクロスボウを明らかにする。
- 方法  
ゼラチンに対して、「人の生命に危険を及ぼし得る威力」の下限値（20J/cm<sup>2</sup>）の銃砲を発射してその侵徹量を測定し、クロスボウの侵徹量と比較する。

## 銃砲の規制の下限値

	威力（下限値）	侵徹量
人の生命に危険を及ぼし得る威力	20J/cm <sup>2</sup> (空気銃の規制の下限値)	6.6cm

## クロスボウとの比較

	矢速 (m/s)	J/cm <sup>2</sup>	J	侵徹量 (cm)
リカーブ クロスボウ (175ポンド)	63.3	102.1	63.1	34.1
競技用 クロスボウ (95ポンド)	55.7	60.5	22.5	18.9
ピストル クロスボウ (50ポンド)	49.2	23.0	6.5	8.2
人の生命に危険を及ぼし得る威力				6.6

- ※ 各クロスボウの矢速、J/cm<sup>2</sup>、J、侵徹量の数値は第二回資料のものを再掲
- ※ 侵徹量は、10%濃度ゼラチンに対するもの

## 比較の結果

- 実験したクロスボウについては、いずれも「人の生命に危険を及ぼし得る威力」を有することが判明した。

## 新たに規制対象となる物を所持している者に対する経過措置等 (過去の銃刀法改正時の例)

	準空気銃 (H18改正)	ダガーナイフ (H20改正)
改正前の事件の発生状況等	所持許可制となっている空気銃に該当する程度の威力(人の生命に危険を及ぼし得る威力)はないが、人を傷害し得る威力を有するいわゆるエアソフトガンが国内に流通し、これによる事件が多発した。	平成20年6月、東京・秋葉原で発生した無差別殺傷事件において、ダガーナイフ等の刃物が使用された。
改正の概要	準空気銃(※)を所持禁止とした。 ※ 圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るもの	刃渡り5.5cm以上の剣を所持許可制とした。 ※ 従来、刃渡り15cm以上の剣が所持許可制の対象であった
改正法施行時、現に規制対象となる物を所持している者に対する経過措置の概要	改正法施行の際、現に準空気銃を所持している者又はその者から当該準空気銃の改造(※)を委託された者は、施行日から6月間、当該準空気銃に関する限り、所持禁止の規定は適用しない。 ※ 準空気銃に該当しない物とするための改造	改正法施行の際、現に特定刀剣類(※)を所持している者又はその者から当該特定刀剣類の輸出・廃棄の取扱いを委託された者は、施行日から6月間、当該特定刀剣類に関する限り、所持禁止の規定は適用しない。 ※ 改正法により新たに規制の対象となった刃渡り5.5cm以上15cm未満の剣
経過措置期間における回収等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>所持している者は経過措置期間中に廃棄・改造を実施。</li> <li>所持している者が円滑に改造等できるよう、業界団体に対し、回収・改造への協力を依頼。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所持している者は経過措置期間中に廃棄等を実施。</li> <li>経過措置期間中、都道府県警察が回収に協力(1万1,744振を回収)</li> </ul>
改正当時の流通数(推計)	約80万丁が流通	年間3,500本程度が販売(平成19年)

## 許可の手続等

- ① 許可に係る銃砲刀剣類の確認(第4条の4第1項)
- ② 猟銃等に対する番号等の打刻(第4条の4第2項)
- ③ 同居の親族に係る欠格要件(第5条第5項)等

## 所持者の義務等

- ① 許可の失効時における許可証の返納及び銃砲の仮領置(第8条)
- ② 射撃技能の維持向上努力義務(第10条の2)
- ③ 実包に係る帳簿記載義務(第10条の5の2)
- ④ 猟銃等の保管の委託(第10条の8)
- ⑤ 亡失・盗難時の届出義務(第23条の2)
- ⑥ 許可証の携帯(第24条) 等

## 外国人選手の特例

- 外国人選手に対する許可の特例(第6条)

## 年少者の取扱い

- 年少射撃資格認定制度(第9条の13等)

## 都道府県公安委員会による監督

- ① 射撃指導員の指定(第9条の3)
- ② 猟銃・実包の保管場所に対する立入検査(第10条の6第2項)
- ③ 指示(第10条の9第1項)
- ④ 許可の取消し及び仮領置(第11条)
- ⑤ 3年以上許可に係る用途に供していない場合の取消し(第11条第5項)
- ⑥ 報告徴収等(第12条の3)
- ⑦ 銃砲刀剣類の検査(第13条)
- ⑧ 調査を行う間における銃砲刀剣類の保管(第13条の3) 等

## その他

- ① 発見・拾得の届出義務(第23条)
- ② 異常な挙動をする者等からの銃砲刀剣類等の一時保管等(第24条の2)
- ③ 本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲刀剣類の仮領置(第25条) 等

※ 青字は猟銃のみに係る規制

### 猟銃等の保管の委託

- 猟銃等販売事業者又は指定射撃場等設置者は、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出ることにより、猟銃等保管業者として、委託を受けて猟銃等を保管することができる。(銃刀法第10条の8及び第3条第1項第9号)

※ 銃刀法第4条第1項第1号の規定により猟銃・空気銃の所持許可を受けた者は、猟銃等保管業者に対し、許可を受けた猟銃・空気銃の保管を委託することができる。

- 猟銃等保管業者は、委託を受けて保管する猟銃等を**一定の基準の設備・方法により保管**しなければならない。(銃刀法第10条の8第2項(第9条の7第2項準用))

#### ■保管設備・方法の基準(銃刀法施行規則第91条)

設備	・ 堅固な金属製ロッカー等 ・ 容易に持ち運びできない ・ 管理上支障のない場所 ・ 非常時の外部通報装置 等
方法	・ 猟銃等を上記設備に確実に施錠して保管 ・ 保管受託時に委託者の所持許可証を確認 等

### 射撃指導員の指定

- 都道府県公安委員会は、**猟銃等の操作及び射撃に関する知識、技能等が一定の基準にある者**を、その者の申請に基づき、**射撃指導員として指定**することができる。(銃刀法第9条の3)
- 射撃指導員は、指定射撃場等において猟銃等による射撃の指導を行うため当該指導を受ける者が許可を受けて所持する**猟銃等を所持**することができる。(銃刀法第3条第1項第4号)
- 射撃指導員は、**経験者講習(座学)の受講が免除**される。(銃刀法第5条の2第1項第2号及び同法施行令第10条)

#### ■射撃指導員の基準(銃刀法施行規則第42条)

- ・ 25歳以上（日本スポーツ協会の加盟地方団体から推薦された者は21歳以上）
- ・ 銃砲等の法令を遵守し射撃指導員として相当な人格識見を有する
- ・ 許可を受けて指導に係る猟銃等を2年以上継続して所持している
- ・ 指導に係る猟銃等の所持に関する法令等に相当な知識を有する
- ・ 指導に係る猟銃等の操作・射撃に相当に習熟している

### 指示と許可の取消し

- 都道府県公安委員会は、一定の場合に、所持許可を受けた者に対し、指示や許可の取消しをすることができる。(銃刀法第10条の9及び第11条)

#### ■指示と取消の比較

	要件（事由）	処分
指示	・ 銃刀法の規定等に違反し、かつ、許可に係る銃砲刀剣類について適正な取扱いを行っていない	危害予防上必要な措置を執るべきこと
取消	・ 銃刀法の規定等に違反した ・ 人的欠格事由に該当した 等	許可の取消し

※ 指示と許可の取消しのいずれも行うことができる場合は、都道府県公安委員会において、次の事情を勘案し、危害予防上いずれの処分が適当であるかを判断している。

- ・ 違反行為が軽微であるか
- ・ 違反行為の再発防止が期待できるか 等

### 報告徴収と銃砲刀剣類の検査

- 報告徴収(銃刀法第12条の3)  
都道府県公安委員会は、所持許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き**許可の基準に適合しているかどうかを調査する必要があるとき、その者に対し、必要な報告を求める等**することができる。
- 銃砲刀剣類の検査(銃刀法第13条)  
都道府県公安委員会は、**許可を受けた銃砲刀剣類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があるとき、警察職員に、あらかじめ日時・場所を指定して、所持者に対し、当該銃砲刀剣類等を提示させ、検査等**させることができる。

# 第2回までの議論と今後の在り方（たたき台）①

クロスボウの犯罪への悪用や危害の発生を  
実効的に防止するため、どのような対策が必要か

## 主な意見

一般の方々には、クロスボウの殺傷能力が高いことをあまり知らないのではないか。興味本位で手に入れる人が増えると非常に怖い。何らかの規制が必要。

クロスボウが比較的簡単に手に入ることは非常に危険。比較的持ち運びやすく、簡単に使用できる。使用中で使用方法がエスカレートしていくということは誰しもあり得ることであり、何らかの規制をかけた方がよい。

規制の必要性を考える際には、殺傷能力の高さと社会的有用性のバランスを考える必要がある。クロスボウは、確かにスポーツとして長い歴史があるが、包丁のように日常生活において役に立つ道具として使われているものではない。殺傷能力が高いことと包丁ほどの社会的有用性がないことを踏まえれば、何らかの規制があってもおかしくない。

現実にクロスボウを使用した事件が発生しており、早急に手当てをする必要がある。

今規制をしないと次の被害者が出るおそれがある。新たな被害者を生まないためにも、早急にクロスボウに関する何かしらの規制をすべき。

業界において自主規制をかけているようだが、事実上、全く規制なく簡単に手に入れることができるというのは危険。

クロスボウ所持者のうち、全日本クロスボウ協会の会員となっている方はかなり少ないと思われる。

青少年育成条例の目的は青少年の保護であるが、今後何らかの規制をかける場合の目的はクロスボウを使用した犯罪の被害者を出さないことであり、両者は目的が異なる。

## 方向性

- **現実に発生しているクロスボウの犯罪への悪用や危害の発生を防止するためには、新たな法的規制を行うことにより、実効的な対策を早急に講じることが必要。**

## 規制の在り方について、どのような方向で検討を行うか

### 主な意見

アーチェリーや弓道も結構威力があり、過去に死亡事故を含む複数の事故が発生している。アーチェリーや弓道を比較対象として考えてほしい。

アーチェリーや弓道については、事故は発生しているものの、事件はそれほど多くないという点が重要。一方、クロスボウについては、現実にこれを使用した事件が発生しており、早急に手当てをする必要がある。

クロスボウは、人を殺傷する故意の犯罪の道具として使用されているという実態がある。このような使われ方をするのは、入手の簡単さ、操作の容易さといった武器としての性能を有するからである。一方、アーチェリーや弓道については、一定の技術が必要であり、武器として使用して人を殺傷した例はなく、スポーツの道具として使用される中での事故しか発生していない。こうした点を踏まえ、まずはクロスボウの規制に関する議論をするのがよい。

子供の視点に立ってクロスボウとアーチェリー・弓道を比較すると、稽古を要するアーチェリー・弓道を選択するのは非現実的であり、比較的手に取りやすいクロスボウを選ぶだろう。クロスボウとアーチェリー・弓道を同じものとして捉えるべきではない。

一定以上の殺傷能力があるクロスボウの所持については、標的射撃、動物麻酔、鯨の調査といった現在使われている社会生活上の用途に限ることとしてはどうか。

用途として競技とレジャーを対比することに違和感がある。スポーツには社会的有用性がある。

クロスボウ協会やボウガン射撃協会がより健全に発展していくためにも、悪用するような人が手に入れることができないような規制をしていくべき。

販売、購入目的、使用者、保管場所等に対するコントロールについて検討すべき。

### 検討の方向性（案）

- 現実にクロスボウが故意の犯罪の道具として使用され、人を死傷させる結果が生じている実態があることを踏まえ、これを防ぐための実効性のある対策について検討する必要。
- 検討に際しては、
  - ① クロスボウの悪用や危害の発生をいかに防いで、人身の安全を守るかという点に主眼を置く。
  - ② スポーツとして健全に行われている標的射撃を含め、社会生活上有用に使用されているものについては、安全面を確保した上で使用できるよう配慮する。
  - ③ クロスボウの所持、使用、保管、販売の在り方等幅広い観点から検討する。

## 所持が可能な用途についてどう考えるか

### 主な意見

誰もが、どこでも、どのような方法でもクロスボウを使用できるのは非常に危険。例えば、許可を受けた行為以外ではクロスボウを使用できないようにする必要がある。

一定以上の殺傷能力があるクロスボウの所持については、標的射撃、動物麻酔、鯨の調査といった現在使われている社会生活上の用途に限ることとしてはどうか。

スポーツのほか、動物麻酔や調査研究等の仕事で必要な場合も認めるべき。

競技用クロスボウについてもある程度の規制は必要かもしれないが、競技用クロスボウはそれ以外のクロスボウと区別して考えてほしい。

競技でクロスボウを使用する人が、安全性に配慮して行っている競技については、社会的有用性が高いものであり、配慮する必要がある。

用途として競技とレジャーを対比することに違和感がある。スポーツには社会的有用性がある。

スポーツとしての社会的有用性はあるため、標的射撃について、競技に限るのは厳しすぎる。

実態として、的に向けて発射し、その腕の精度を競う形で楽しんでいる方々がいらっしゃるため、こうしたものは標的射撃として認めてよい。

### 今後の在り方（案）

- 所持が可能な用途を無制限にするのは危害予防上問題があるが、他方で社会生活上有用性のある用途での所持は引き続き可能とするとの考え方から、
  - 動物麻酔、学術研究
  - 広くスポーツとして行われる標的射撃等の用途に限定することとしてはいかがか。

人的欠格事由を設け、継続的な確認等を行うことについてどう考えるか

## 主な意見

殺傷能力があるクロスボウは危険な武器になるが、必ずしも事件に使用されるとは限らない。事件を起こすような人が買えないようにするための規制をすべき。

一般の方々が犯罪に巻き込まれないためだけではなく、クロスボウ協会やボウガン射撃協会がより健全に発展していくためにも、悪用するような人が手に入れることができないような規制をしていくべき。

ユーザーに関する規制を中心に議論するのがよい。

過去の事件の中に人的欠格事由があれば防げたかもしれないものがあったということは大きな意味を持つ。ユーザーのフィルターをどうかけるかが重要。

人的欠格事由は規制を考える上で外すことはできない。銃砲にあるような人的欠格事由を設けてはどうか。

人的欠格事由を有効に機能させるためには、ユーザーの属性についての定期的な審査が当然必要になる。更新制としてはどうか。

認知機能検査を必要としてはどうか。

## 今後の在り方（案）

- クロスボウの悪用や危害の発生を防止するためには、クロスボウの適正な取扱いを期待できない者には所持させないことが必要。
- 具体的には、一定の犯罪行為を行った者、他人の生命、身体又は財産を害するおそれのある者等、銃砲と同様の人的欠格事由を設けることとしてはいかがか。
- このような人的欠格事由を有効に機能させるためには、定期的にこれを確認する仕組み（更新制）としてはいかがか。
- 75歳以上の者については、所持に際し、認知機能が低下していないかどうかを確認するため、認知機能検査の受検を必要とすることとしてはいかがか。

## 使用方法・場所に関する規制を設けることについてどう考えるか

### 主な意見

現在、使用者のマナーの悪さや事件の発生を背景として、クロスボウ競技のために借りられる場所が限られている状況。「指定射撃場制度を設けて指定射撃場でなければ撃てない」とするのは、厳しすぎる。

一番のポイントは安全性の確保であり、どんな場所でも使用できるというのは良くない。きちんとした設備があり、安全性を確保できる場所で使用することが前提になる。

ある程度の距離が必要になるため、どこでも使用できるというわけにはいかない。公共の場所や人が出入りする場所は避けなければならないが、私有地については、一定の要件を満たせるような場所であれば使用できることとしてはどうか。

使用できる場所を確保してほしい。使用できる場所がなければ、結果的に自宅で撃つ人等が現れ、事故の発生につながる可能性もある。

所持許可制とすれば、事前にどのような場所を使用するか確認することも可能。使用場所をきちんと確保できているような場合のみ許可するなどの方法もあり得るのではないか。

用途が限定されれば、所持者は当該用途で使用する上で必要な注意事項を守りながら使用するということになるだろう。

### 今後の在り方（案）

- クロスボウの悪用や危害の発生を防止するためには、所持する用途に必要な範囲内でのみ使用が認められるべきであり、また、使用場所についても一定のルールを設ける必要。
- 標的射撃のための使用場所については、指定射撃場制度を設けることはせず、広さ等の一定の要件を満たし、危害予防上問題のない場所であれば、私有地を含め発射を認めることとしてはいかがか。

## 保管方法・場所に関する規制を設けることについてどう考えるか

### 主な意見

親が持っているクロスボウを青少年が手にしてしまった場合、青少年育成条例の規制の対象外となる。誰もがすぐ目に付くところにクロスボウを置いてはいけないといった規制をすべき。

クロスボウがきちんと保管され、他人の手に渡らないようにするための定めを置くことが必要。

大学の部活においては、学生が個人の下宿先に持ち帰って保管した際の盗難の危険性等を考慮して、部員全員分のクロスボウを大学敷地内のコンテナでまとめて保管しており、こうした実態にも配慮してほしい。

安全な保管方法としては、弓と本体部分を分解し、分解した状態で別の保管場所に保管することが望ましい。

### 今後の在り方（案）

- クロスボウが盗難や所持者以外の者の操作により悪用されることを防止するため、所持者が危険な物を所持しているという自覚を持ち、責任を持って、用途に応じた適切な設備・方法により保管することを求めているかがか。
- 所持者に対する講習等の機会に、分解した上で保管することを含め、保管等の具体的方法について指導することとしてはいかがか。

### 論点

- 上記の点に関連し、以下の点をどう考えるか。
  - クロスボウを保管する設備には、クロスボウ本体と矢を共に保管してはならないこととすべきか。
  - 倉庫に複数の者のクロスボウをまとめて保管する場合、各所持者が自らのクロスボウにチェーンで鍵をかける等の措置を講じることを求めることとするか。

## 譲渡しに関する規制を設けることについてどう考えるか

### 主な意見

現在は、インターネット販売により誰でもクロスボウを手に入れることができる。身近にあるから犯罪に使用してしまうということは否定できない。

インターネット販売の増加については、単に時代の変化であり、販売のチャネルが変化しただけではないか。インターネット販売自体が事件発生の直接の原因になるのではなく、事件を起こすような人に購入させないというのが肝になる。

クロスボウの販売方法については、ほとんどがインターネット販売とのことであり、業界において自主規制をかけているようだが、事実上、全く規制なく簡単に手に入れることができるというのは危険。インターネット販売自体が悪いわけではないが、インターネット販売が常態化していることに合わせた何らかの手当てが必要。

販売に関して何かしらのコントロールが必要。

譲渡しに関して、銃砲と同様のスキームが必要。

### 今後の在り方（案）

- **クロスボウの悪用や危害の発生を防止するためには、クロスボウの適正な使用を期待できない者の手に渡らないようにするための実効性ある仕組みが必要。**
- **販売時等に、購入者が所持を認められていること（人的欠格事由に該当しないこと等）を証明する書類等の提示を受けなければ、クロスボウを譲り渡してはならないこととしてはいかがか。**
- **インターネット販売においても、上記のような枠組みをとりつつ、クロスボウの引渡し時にしっかりと本人確認を行うスキームを設ければ、問題はないのではないか。**

構造・機能に関する規制を設けることについてどう考えるか

## 主な意見

矢の形状によっても殺傷能力が変わってくるように思う。殺傷能力が高い形状の矢については、何らかの規制が必要。

用途に応じておのずと物も決まる。例えば、スポーツで使用するには、刃の付いた矢じりは必要ないだろう。

## 今後の在り方（案）

- クロスボウが社会生活上有用な用途でのみ使用されることを物的に担保し、万が一悪用された場合においても被害のリスクを低減させることが必要。
- 具体的には、
  - 用途との関係で不必要で過大な構造・機能や悪用される危険性の高い構造・機能を有するクロスボウは所持させない
  - 用途との関係で必要以上に殺傷能力が高い矢を使用してはならないこととしてはいかがか。

## 所持者に対する講習についてどう考えるか

### 主な意見

関係団体が自主的に開催している講習では、必ずしも所持者全員が参加するわけではないため、講習の受講を義務付けるべき。

講習を必要としてはどうか。

### 今後の在り方（案）

- クロスボウの悪用防止はもとより、誤った使用方法による事故等を防止するためには、正しい法令の知識・使用方法等を教わる機会を持つことが必要。
- 標的射撃等のためにクロスボウを所持しようとする者については、講習の受講を必要とすることとしてはいかがか。

## 規制の態様についてどう考えるか

## 主な意見

規制の態様については、届出制を採用している兵庫県の条例を1つのたたき台として見てもらいたい。

入手段階で何らかの方策が必要である。したがって、入手した後にその事実を押さえる届出制ではなく、入手段階で押さえるルールが必要。

人的欠格事由を有効に機能させるためには、所持許可制をとることになるだろう。

一定以上の威力のあるクロスボウの所持は許可制とし、殺傷能力がない、傷害を負わせるだけの能力もないようなものについては規制の対象としないこととしてはどうか。

所持許可制とすれば、事前にどのような場所で使用するか確認することも可能。使用場所をきちんと確保できているような場合のみ許可するなどの方法もあり得るのではないか。

## 今後の在り方（案）

- クロスボウを所持しようとする者について、適正な取扱いを期待できない者でないかや、新たに所持されるクロスボウについて、所持する用途に不必要な構造・機能を有するものでないか等を事前に審査して、確実に問題がないようにするためには、許可制とすることが適当ではないか。

## 参考

○ 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項

- 三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

※許可制：法律、条例等の立法行為によって課せられている一般的禁止を行政庁の許可によって解除する制度。（法令用語研究会『法律用語辞典第4版』（有斐閣, 2012））

- 七 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

## 規制対象の定義・範囲についてどう考えるか

### 主な意見

アーチェリーや弓道も結構威力があり、過去に死亡事故を含む複数の事故が発生している。アーチェリーや弓道を比較対象として考えてほしい。

アーチェリーや弓道については、事故は発生しているものの、事件はそれほど多くないという点が重要。一方、クロスボウについては、現実にこれを使用した事件が発生しており、早急に手当てをする必要がある。

クロスボウは、人を殺傷する故意の犯罪の道具として使用されているという実態がある。このような使われ方をするのは、入手の簡単さ、操作の容易さといった武器としての性能を有するからである。一方、アーチェリーや弓道については、一定の技術が必要であり、武器として使用して人を殺傷した例はなく、スポーツの道具として使用される中での事故しか発生していない。こうした点を踏まえ、まずはクロスボウの規制に関する議論をするのがよい。

子供の視点に立ってクロスボウとアーチェリー・弓道を比較すると、犯罪に使用する道具として、稽古を要するアーチェリー・弓道を選択するのは非現実的であり、比較的手に取りやすいクロスボウを選ぶだろう。クロスボウとアーチェリー・弓道を同じものとして捉えるべきではない。

一定以上の威力のあるクロスボウの所持は許可制とし、殺傷能力がない、傷害を負わせるだけの能力もないようなものについては規制の対象としないこととしてはどうか。

### 今後の在り方（案）

- **クロスボウの定義として、**
  - ① 弦（弓の原理）を使用して矢を発射する機能を有する
  - ② 引いた弦を固定する装置を有する
  - ③ 一定以上の威力を有するという要素を押さえることが必要。
- ③については、クロスボウの威力に関する科学的な実験に基づいて規制対象の下限を定めることとし、それに満たないものは規制対象外とすることとしてはいかがか。
- 規制をするに当たっては、規制の必要性を根拠付ける犯罪実態が必要となるところ、故意に人を殺傷するための道具として使用されている実態があるかどうか重要なメルクマールとなり、この点、洋弓・和弓については、そのような犯罪実態が認められないこと等に鑑み、規制対象としないこととしてはいかがか。

### 論点

- スリングショット等のゴムを使用して矢を発射するものについても、上記のメルクマールに照らして、相応の犯罪実態が認められないこと等から、規制対象としないこととしてはいかがか。

## クロスボウの所持等の規制の在り方に関する主な論点（追加）

### 1 経過措置等

- (1) 新たに所持されるクロスボウのみならず、現に所持されているクロスボウについても規制対象とすることとしてはいかがか。
- (2) 現にクロスボウを所持している者又はその者から当該クロスボウの廃棄等の取扱いを委託された者については、規制開始後一定期間は、当該クロスボウに限り所持することができることとし、その間に必要な手続を行うこととしてはいかがか。

### 2 その他の規制

- (1) クロスボウの所持に係る手続について、以下のとおりとしてはいかがか。
  - クロスボウの所持を認められた者は、クロスボウの特定のため、行政の確認を受ける。
  - 標的射撃等のために所持が認められたクロスボウについて、当該クロスボウを物理的に特定することが困難な場合に、行政は、特定するために必要な措置を講じることができる。
  - クロスボウの所持者の同居の親族によるクロスボウの悪用等を防ぐため、同居の親族が当該クロスボウを使用して他人の生命、身体又は財産を害するおそれ等がある場合は、所持を認めないことができる。
- (2) クロスボウの所持者に対し、以下のことを求めることとしてはいかがか。
  - クロスボウを亡失等した場合は、警察官に届け出ること。
  - クロスボウを携帯等する場合は、当該クロスボウの所持が認められていることを証明する書類等を携帯すること。
- (3) 過去には我が国においてクロスボウを使用する国際競技が開催されたところ、国際競技に参加するため入国する外国人に対し、当該国際競技に用いるクロスボウの所持について、一定の手続を求めることとしてはいかがか。
- (4) 18歳未満の者について、クロスボウを用いた射撃競技を行っている実態は認められないため、空気銃にあるような年少射撃資格認定制度は設けないこととしてはいかがか。
- (5) クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が一定の基準にある者を、その者の申請に基づき、射撃指導員として指定する制度を設け、射撃指導員は、射撃の指導を行うため指導を受ける者のクロスボウを所持することができることとしてはいかがか。
- (6) 行政による監督について、以下のとおりとしてはいかがか。
  - 行政は、クロスボウの所持を認められた者が一定の法令に違反した場合等において、所持できなくするための措置を講じることができる。
  - 標的射撃等のために所持が認められたクロスボウが3年以上認められた用途に使用されていない場合は、その所持が認められなくなる。
  - 行政は、クロスボウの所持を認められた者が引き続き人的欠格事由に該当していないか等を調査する必要があるときは、その者に対し、報告等を求めることができる。